

株 主 各 位

本店所在地 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

本社事務所 東京都港区芝公園一丁目7番13号

飯野海運株式会社

代表取締役社長 関根知之

第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年3月の東日本大震災により被災された株主の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第120期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝 14階天平の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 第120期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第120期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

-
- 株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.iino.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、当期という）の世界経済においては、各国の景気刺激策の効果や中国を中心とする新興国やアジアの景気拡大などを背景に、景気は緩やかな回復が続きました。一方、南欧発のユーロ危機の拡大、原油・穀物などの商品価格の上昇および中東・北アフリカ情勢の緊迫化など下振れリスクとなる要因も顕在化しました。

米国は個人消費や設備投資が増加し、金融緩和政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調が続きましたが、その他の先進国と同様に失業率は依然として高水準で推移しました。

中国は、内需を中心に景気の拡大傾向が続きましたが、不動産バブルやインフレ懸念の高まりを背景に、政府は金融緩和から金融引き締めへ政策転換し、景気拡大のテンポはやや緩やかになりました。

わが国では、景気は設備投資や輸出を中心に持ち直しの動きも見られましたが、デフレ、円高および失業率の高止まりなど依然として厳しい状況が続きました。また、本年3月に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所事故は日本経済に大きな影響を及ぼしました。

このような環境の下、当社グループの海運業（外航海運業と内航・近海海運業）においても、急激な円高の進行や燃料油価格の高騰など事業を取り巻く環境は厳しいものとなりました。主力のケミカルタンカーでは、これらの影響を受け収益が低下しましたが、既存契約の有利更改をはじめとして、効率配船および減速航行による船腹調整ならびに採算性の低下した船型から最適船型への入れ替えによる船隊整備などに努め、事業環境悪化による影響を最小限にとどめました。また、不動産業においては、わが国の景気が厳しい状態にあることから、オフィスビルの賃貸市況は依然低迷しておりますが、当社グループでは引き続き良質なサービスの提供に努め、空室率の上昇を抑えました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、売上高744億72百万円（前期比3.3%減）、営業利益は23億93百万円（前期比41.4%減）、経常利益は10億59百万円（前期比52.4%減）、当期純利益は6億54百万円（前期比263.3%増）となりました。なお、東日本大震災による当社グループの船舶・不動産への直接的な被害は発生しておりません。

各セグメント別の業績概況は次のとおりです。

(1) 外航海運業

当期の外航海運市況は、原油タンカーおよびプロダクトタンカーにおいては、原油および石油製品の需要はともに回復しつつあるものの、竣工した新造船の増加により、総じて船腹需給は悪化し、市況は弱含みで推移しました。

ケミカルタンカーにおいては、中国や東南アジアの堅調な経済成長に支えられ、市況は回復傾向を示しましたが、円高や燃料油価格の高騰によるコストの増加を補うには至りませんでした。

大型ガスタンカーのうち、LPGタンカーは中東諸国による新規増産プロジェクトが稼働を開始したことから、船腹需給が引き締まり、市況は総じて堅調に推移しました。一方、LNGタンカーは当期前半は新規プロジェクトの遅延やシェールガスの増産に伴う米国のLNG輸入量の大幅な減少により船腹需給が悪化しましたが、当期後半には厳冬に見舞われた北半球においてLNGの需要が増加したため、一転して市況は上昇しました。

ドライバルクキャリアーにおいては、当期前半は中国向けを主体とする鉄鋼原料および穀物の輸送需要に支えられ、市況は底堅く推移しましたが、当期後半には新造船の竣工隻数の増加や豪州における洪水の影響により、船腹需給が悪化したため、市況は下落しました。

このような事業環境の下、当社グループの外航海運業は、原油タンカーおよびプロダクトタンカーにおいては支配船腹の大半を中長期契約に継続投入することにより、安定収益の確保に努めました。

ケミカルタンカーにおいては、当社の主要航路である中東・アジア間の輸送で、安定した輸送数量を確保するため新規契約を獲得しました。また、収益の向上を図るため最適船型への入れ替えを促進し、南米航路など新規航路の開拓を実施する一方、減速運航の徹底による燃料消費量の削減に取り組みました。

大型ガスタンカーにおいては、LPGタンカーおよびLNGタンカーとも中長期契約への投入により、安定収益を確保しました。さらに、LPGタンカーについては、船隊規模の拡大に取り組み、新たに国内荷主向けの中長期契約を獲得しました。

ドライバルクキャリアーは、木材チップ専用船や電力会社向け石炭専用船が中心であり、当期は肥料や石炭などの数量輸送契約の獲得に取り組みました。また、日本を中心とするアジア太平洋水域に加えて、中東・南米向け配船など、航路の多角化を進める一方で、運航コストの削減を推進し、収益の向上に努めました。

以上の結果、外航海運業の売上高は608億61百万円、営業利益は10億62百万円となり、前期比減収減益となりました。

(2) 内航・近海運業

当期の内航・近海運市況は、内航輸送においては、冬場におけるLPGの需要が旺盛であり、また、原料となるエチレンの生産量が前期に比べて増加したため、石油化学ガスの輸送需要が高まり、市況は堅調に推移しました。近海輸送においては、新造船の隻数は限られ、極東・アジア地域における輸送需要も高水準で安定したため、市況は堅調に推移しました。

このような事業環境の下、当社グループの内航・近海運業は、内航輸送では夏場のLPG不要期に運航船腹の入渠を集中させ、船腹調整を実施しました。また、内航船腹の一部を外航輸送へ転用し、石油化学ガスの中国向け輸送に積極的に取り組み、採算の向上に努めました。近海輸送では、支配船腹の大半を中長期契約に継続投入し、収益の確保に努めるとともに、当期は2隻の新造船を船隊に加え、将来の安定輸送体制の構築に努めました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は83億22百万円、営業利益は4億59百万円となり、前期比増収増益となりました。

(3) 不動産業

当期のオフィスビル賃貸市況は、本格的な景気回復が足踏みしている中、空室率の高止まりが続いており、テナント誘致競争の激化により、未だ賃料水準の底入れに至っておりません。

不動産関連事業においては、企業広告費の削減や雑誌売上の低迷により当期の事業環境は悪化しました。

このような事業環境の下、当社グループの不動産賃貸ビル部門では、テナントに対する良質なサービスの提供に努めることにより、空室率の上昇を抑えることができました。また、飯野ビルの建替え工事は本年秋の開業を目指して順調に進捗しております。

不動産関連事業は、運営するフォトスタジオにおいて、スペースの賃貸だけでなく、各種広告、デザイン制作、レタッチングなど幅広いサービスを顧客に提供することにより、固定客の確保に努めるとともに、新規顧客の開拓に積極的に取り組みました。

以上の結果、不動産業の売上高は53億8百万円、営業利益は8億73百万円となり、前期比増収増益となりました。

(報告セグメント別売上高および構成比)

報告セグメント	第119期 (平成21年度)		第120期 (平成22年度)		売上高の 前期比増減 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
外 航 海 運 業	63,558	82.5	60,861	81.7	△4.2
内 航 ・ 近 海 海 運 業	8,276	10.7	8,322	11.2	0.6
不 動 産 業	5,219	6.8	5,308	7.1	1.7
小 計	77,053	100.0	74,491	100.0	△3.3
セグメント間の内部売上高又は振替高	△23	—	△19	—	—
合 計	77,031	—	74,472	—	△3.3

(注) △は減少を表示しています。

前期までは事業の種類別セグメントの業績は「海運業」と「不動産業」に区分して説明していましたが、当期から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)の適用により、「外航海運業」「内航・近海海運業」「不動産業」のセグメントに区分して説明しております。また、前年同期との比較については、前期のセグメント別および部門別を当期のセグメント別に組み替えて比較しております。

2. 資金調達状況

当期中は、新株式の発行などによる特記すべき資金調達は行っておりません。

3. 設備投資等の状況

当期において実施しました当社グループの設備投資総額は311億69百万円です。その主なものは、外航海運業においては期中に竣工または買取った外航船舶2隻への支払68億2百万円と契約または建造中の外航船舶への支払107億95百万円を含む合計199億9百万円、内航・近海海運業においては期中に竣工または買取った外航船舶1隻への支払23億95百万円を含む24億1百万円、不動産業においては建替中の飯野ビルへの支払いを中心に、附属設備の更新・改修工事など合計88億35百万円があります。

4. 対処すべき課題

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「安全の確保は社業の基盤である」との認識のもとに、よいサービスと商品を適正な利潤を得て社会に安定的に供給するとともに、すべてのコストについて不断の削減につとめ、効率的な経営を行うことを基本方針としております。

なお、その実行にあたっては法令を遵守し、社会と環境に配慮した行動をとることとしております。

(核となる事業)

企業集団の人的・物的資源を生かしながら、当社グループは引き続き次の3つの事業を核として推進します。

- ・全世界にわたる水域で原油、石油製品、石油化学製品、液化天然ガス、液化石油ガス、発電用石炭、肥料、木材チップなどの基礎原料の輸送を行う外航海運業
- ・国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス、液化石油ガス、石油化学ガスなどの基礎原料の輸送を行う内航・近海海運業
- ・東京都心を中心に、賃貸オフィスビルの所有、運営、管理およびメンテナンス並びにフォトスタジオの運営を行う不動産業

(2) 中長期的な会社の経営戦略、重視する経営指標および対処すべき課題

当期は、平成20年3月期からの中期経営計画「ISG12」(Iino's Strategic Growth Plan to 2012)の4年目となりましたが、リーマンショック前に策定された「ISG12」では、現在の事業環境にそぐわない点も多くなりましたので、同計画期間満了を待たず、新たな中期経営計画「IEG14」(Iino's Evolutionary Growth Plan to 2014) (平成23年4月～平成26年3月)を策定し、平成23年4月14日に開示致しました。そのような環境下で、当期は「IEG14」への橋渡しの1年間ととらえ、グループ全社をあげ新中期経営計画の骨子を取りまとめました。またその骨子を基に、当期中より対処可能な課題については

積極的に対応しました。例えばケミカルタンカー事業では、「IEG14」においても掲げている「市況変動に対する耐性強化を目的とした船隊再整備」に伴う不経済船や高齢船の処分、最適船型船への入れ替えを実施しました。また、不動産事業では、「ISG12」の重点課題の1つでありました飯野ビル建設工事が、本年秋の開業を目指し進捗しております。なお、当期中には、「飯野ビル」の全オフィスフロアにおいてテナントの入居が内定しました。

新中期経営計画「IEG14」においては、引き続き外航海運業と内航・近海海運業により構成される海運事業と不動産事業を両輪として経営の質的強化を図っていきます。「IEG14」において目指すものは、一企業として、またその企業に働く者として、社会への貢献を通して共に進化・成長することにあります。また、企業としての進化・成長を測る指標は営業利益であると考え、営業利益の向上を重視した経営を行います。そして、これらの目標達成のため、重点課題として位置づける「3つの柱」と、それらを支える基盤である「5つの土台」の構築に取り組みます。

「3つの柱」の1つ目は、「ケミカルタンカー事業の構造改革」です。主力の中東航路の収益性の向上、中東航路以外の基幹航路の育成や、海外のJoint Ventureを通じての集荷力の向上、組織改編による組織力の強化といった収益性向上のための対応と並行し、不経済船の減船や市況変動に対する耐性を強化するための船腹調達の間・ソースの多様化を図り、コスト競争力の強化に取り組みます。

2つ目は、「不動産事業を含めた安定収益基盤の強化」です。不動産事業では、本年秋に開業予定の「飯野ビル」のオフィスフロアのテナントは全て内定済みであり、既存ビルを含めたビル運営・管理業務の品質の向上に取り組みます。また、特定の顧客に継続的に同一船舶を提供する専用船事業では、「自社グループ保有船」、「自社グループ管理」を標準とする高品質なサービスを提供する体制の整備に努めます。

3つ目は、「新興国需要を取り込んだ中小型船の事業展開」です。ドライバルクキャリアー事業では、Panamax以下の船隊、特にSmall Handy (30,000DWT前後)の船隊を拡充し、鋼材輸送を核とした航路展開を図ります。一方、中小型ガスタンカー（当社の内航・近海海運業にて運航している船種）事業では、前中期経営計画からの継続課題として、アジア域内配船を中心とした事業の育成・強化を図ります。

また、これら3つの柱を支える「5つの土台」は、「市況変動に対する耐性強化」、「財務基盤の強化」、「質的転換」、「安全の徹底」、「環境負荷低減への取り組み」であり、「3つの柱」とともに、これら「5つの土台」を構築することにより、継続的に企業体質の向上に努めます。

なお、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故が当社グループに今後及ぼし得る影響については、潜在的なリスクとして認識しており、このリスクが顕在化した場合に備えて、当社グループでは事業継続計画などの見直しを行っております。

業績予想及び目標（平成23年4月14日開示）

	平成24年3月期予想	平成25年3月期目標	平成26年3月期目標
売上高	760億円	830億円	860億円
営業利益	20億円	54億円	62億円
経常利益	2億円	32億円	40億円
当期純利益	2億円	20億円	38億円
自己資本	527億円	541億円	569億円
有利子負債	1,404億円	1,441億円	1,352億円
Net D/E ratio（※1）	2.49	2.46	2.19
営業CF	85億円	131億円	142億円
投資CF	△410億円	△145億円	△50億円
配当	未定	8～10円	8～10円

(前提条件)

為替	1US\$=¥85	1US\$=¥85	1US\$=¥85
燃料油（※2）	US\$600/MT	US\$600/MT	US\$600/MT
Panamax市況（※3）	US\$18,000/d	US\$20,000/d	US\$20,000/d
Small Handy市況（※3）	US\$13,000/d	US\$14,000/d	US\$14,000/d

(※1) Net D/E ratio=(有利子負債－現金及び現金同等物)÷純資産額(期末)

(※2) シンガポール港における燃料油価格前提。

(※3) Panamax・Small Handyの市況前提は、太平洋ラウンドを想定しております。

※上記見通しは、現時点において入手可能な情報に基づき当社が判断したものであり、潜在的リスクや不確実性が含まれております。そのため様々な要因の変化により、実際の業績が記載の予想数値と異なる可能性があります。

5. 財産および損益の状況の推移

	第117期 (平成19年度)	第118期 (平成20年度)	第119期 (平成21年度)	第120期 (当期) (平成22年度)
売上高 (百万円)	95,090	94,496	77,031	74,472
経常利益 (百万円)	16,062	11,256	2,225	1,059
当期純利益 (百万円)	5,521	5,605	180	654
1株当たり当期純利益(円)	50.39	51.54	1.69	6.13
総資産 (百万円)	176,228	175,808	180,735	184,842
純資産 (百万円)	52,591	53,395	52,727	52,871

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当する事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
イイノガストランスポート株式会社	99百万円	97.1%	海運業
イイノマリンサービス株式会社	10百万円	76.3%	船舶の管理
株式会社イイノ・メディアプロ	50百万円	100.0%	フォトスタジオの運営
イイノ・ビルテック株式会社	40百万円	100.0%	ビル管理
イイノエンタープライズ株式会社	50百万円	100.0%	仲立および舶用品売買
Iino Shipping Asia Pte. Ltd.	350千米ドル	100.0%	海運業
Dragon's Mouth Carriers S.A.	5百万円	100.0%	船舶の貸渡
Taiho Trading S.A.	10百万円	100.0%	船舶の貸渡
Lodestar Navigation S.A.	20千米ドル	100.0%	船舶の貸渡
Azalea Transport S.A.	10百万円	100.0%	船舶の貸渡

当期におきまして、海外子会社8社（船舶の貸渡）を設立し、海外子会社4社（船舶の貸渡）を清算いたしました。

上記の重要な子会社を含め、当期の連結子会社は49社、持分法適用会社は4社であります。

7. 主要な事業内容

当社グループは、外航海運業、内航・近海海運業および不動産業の3事業を行っております。

外航海運業においては、全世界にわたる水域で原油、石油製品、石油化学製品、液化天然ガス、液化石油ガス、発電用石炭、肥料、木材チップ等の海上輸送を行っております。

内航・近海海運業においては、国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス、液化石油ガス、石油化学ガス等の海上輸送を行っております。

不動産業においては、国内の賃貸オフィスビルの所有、運営、管理、メンテナンスおよびフォトスタジオを中心とした不動産関連事業を行っております。

8. 主要な事業所および設備

(1) 事業所

① 当社

本店所在地：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

本社事務所：東京都港区芝公園一丁目7番13号

② 子会社

名 称	所 在 地
Iino Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
イノガストラנסポート株式会社	兵庫県神戸市

(2) 設備

① 運航船腹

区 分	保有形態	隻 数	重量トン数(K/T)
社 船	当 社	16	1,439,031
	国 内 子 会 社	16	22,325
	海 外 子 会 社	17	1,145,624
	計	49	2,606,980
用 船		61	1,809,769
合 計		110	4,416,749

- (注) 1. 当社保有形態の16隻のうち、14隻については他社と共有しており、その共有相手持分は798,110重量トン (K/T) です。
2. 上記の重量トン数には共有相手持分を含めて記載しております。

② 賃貸ビル

名 称	所 在 地	延床面積 (㎡)
東 京 桜 田 ビ ル	東京都港区西新橋	17,762.63
東 京 富 士 見 ビ ル	東京都千代田区富士見	10,674.86
飯 野 竹 早 ビ ル	東京都文京区小石川	4,736.37
笹 塚 セ ン タ ー ビ ル	東京都渋谷区笹塚	11,973.11
汐 留 芝 離 宮 ビ ル デ ィ ン グ	東京都港区海岸	32,702.37

- (注) 1. 東京桜田ビル、東京富士見ビルおよび汐留芝離宮ビルディングは、他者と共有しており、延床面積には他者持分を含めて記載しております。
2. 飯野ビルは平成23年秋の開業を目指し、現在建替中です。

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
外航海運業	204	△13
内航・近海海運業	239	10
不動産業	129 (24)	△2 (8)
全社 (共通)	39	1
合計	611 (24)	△4 (8)

- (注) 1. 従業員数欄の () 内は、臨時従業員で外数であります。
2. 臨時従業員にはアルバイト従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属するものであります。
4. △は減少を表示しています。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
138	0	36.5	12.1

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には、他社出向在籍者 (72名) は含まれておりません。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社日本政策投資銀行	25,620
株式会社みずほコーポレート銀行	22,774
株式会社三井住友銀行	12,302
中央三井信託銀行株式会社	9,801

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

12. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当する事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 440,000,000株
2. 発行済株式の総数 111,075,980株（自己株式4,422,106株を含む。）
3. 株主数 10,864名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
東京海上日動火災保険株式会社	6,264 千株	5.87 %
川崎汽船株式会社	5,940	5.56
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン スペシャル アカウント ナンバー ワン	4,521	4.23
株式会社みずほコーポレート銀行	4,296	4.02
三井物産株式会社	4,200	3.93
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 0 4 1	3,899	3.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・CMTBエクイティ インベストメンツ株式会社信託口)	3,622	3.39
飯野海運取引先持株会	3,446	3.23
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	3,016	2.82
日本生命保険相互会社	2,507	2.35

- (注) 1. 当社は自己株式4,422,106株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

III. 会社の新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 当社取締役および監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
※ 関根知之	代表取締役社長 社長執行役員	
※ 中上良彦	代表取締役 常務執行役員	総務企画グループ管掌、経理グループ管掌および人事グループ担当
※ 星野憲一	取締役 常務執行役員	不動産営業グループ担当
※ 近光護	取締役 常務執行役員	海運営業第2グループ担当および海運営業第4グループ担当
安齋 容一郎	取締役 常務執行役員	海運営業第1グループ担当、海運営業第5グループ担当および海外担当
根本 滋	取締役 常務執行役員	船員グループ担当およびイイノマリンサービス㈱代表取締役社長
大橋 恵明	取締役 常務執行役員	経理グループ担当およびステークホルダーリレーションズマネジメント・調査グループ担当
※ 大野伸二	取締役 執行役員	イイノマネジメントデータ㈱代表取締役社長
※ 三宅茂樹	取締役 執行役員	イイノガストランスポート㈱代表取締役社長
※ 當舎裕己	取締役 執行役員	総務企画グループ担当および総務企画グループリーダー
岡田俊雄	常勤監査役	
河原一夫	常勤監査役	
鈴木進一	監査役	税理士法人エイマック社員
石井信彦	監査役	AOCホールディングス㈱社外監査役および富士石油㈱社外監査役
※ 廣岡三喜雄	監査役	

- (注) 1. ※は平成22年6月25日開催の第119期定時株主総会において選任され、就任した取締役および監査役です。取締役杉本勝之および愛葉光彦の両氏は平成22年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任により退任しました。
2. 監査役鈴木進一、石井信彦および廣岡三喜雄の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 監査役岡田俊雄および河原一夫の両氏は当社の経理部門あるいは財務部門での実務経験があり、会計および財務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役鈴木進一氏は公認会計士・税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役石井信彦氏は金融機関において長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役廣岡三喜雄氏は税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対して、監査役鈴木進一および廣岡三喜雄の両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(ご参考) 当社執行役員(取締役の兼務者を除く。)は次のとおりです。(平成23年3月31日現在)

氏名	地位	備考
久保筆法	執行役員	不動産営業グループ担当補佐
國崎孝夫	執行役員	内部監査室長
宮下和友	執行役員	イイノマリンサービス㈱常務取締役

2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の総額
取締役	12名	260百万円
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	66百万円 (21百万円)
合計	17名	326百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億20百万円以内と決議されております。
3. 当事業年度末現在の取締役は10名、監査役は5名(うち社外監査役は3名)であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成22年6月25日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれているためであります。

3. 社外役員に関する事項

[監査役 鈴木進一]

①重要な兼職先と当社との関係

税理士法人エイマックの社員を兼務しております。なお、当社は同税理士法人との間に取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況および発言状況

開催された取締役会24回のうち24回出席しております。

出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

(イ)監査役会への出席状況および発言状況

開催された監査役会14回のうち14回出席しております。

出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はしておりません。

[監査役 石井信彦]

①重要な兼職先と当社との関係

AOCホールディングス株式会社および富士石油株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は両社との間に取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況および発言状況

開催された取締役会24回のうち23回出席しております。

出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

(イ)監査役会への出席状況および発言状況

開催された監査役会14回のうち14回出席しております。

出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はしておりません。

〔監査役 廣岡三喜雄〕

①重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況および発言状況

開催された出席すべき取締役会18回のうち18回出席しております。

出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

(イ)監査役会への出席状況および発言状況

開催された出席すべき監査役会10回のうち10回出席しております。

出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はしていません。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) あずさ監査法人は、平成22年7月1日付で、有限責任監査法人に移行したことにより、有限責任 あずさ監査法人となりました。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	40百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社であるIino Singapore Pte. Ltd.およびIino Shipping Asia Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行状況、その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人の解任または不再任が適切であると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、取締役会が会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はしておりません。

VI. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録並びに稟議書等の重要な文書及びこれらを記録した情報媒体について、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行において、船舶・建物における重大な事故・事件等によるリスクについては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」（委員長：代表取締役社長。原則毎月1回開催）により、当社グループの安全、環境に関する政策立案とその推進を行うと共に、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

また、システム及び事務に関するリスクについては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」（委員長：代表取締役社長。原則毎月1回開催）により、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うと共に、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

更に不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・事件が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」「災害対策基本規程」に基づき代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、危機管理に当たります。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるために、取締役及び常勤監査役により構成される経営執行協議会を毎週開催し、取締役会に付議または報告を要する事項の審議、代表取締役の業務執行に関する重要事項の審議、経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。また、重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行うために毎月1回定例取締役会を開催しております。

4. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務の執行に係るコンプライアンス（法令等の順守）については、「行動憲章」と「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」（委員長：チーフコンプライアンスオフィサーである当社ステークホルダーリレーションズマネジメント・調査グループ担当取締役。原則年2回開催）により、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図っております。

また、「コンプライアンス規程」に基づき、チーフコンプライアンスオフィサーは、コンプライアンスに関し、内部監査室及び監査役と連携して、コンプライアンスに関する業務を指揮し、役職員は、法令違反等に関する報告義務及び内部警報連絡義務を負っております。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社全てに適用される「行動憲章」を基礎に、グループ各社社長も構成メンバーとする当社グループの横断的組織である「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスクマネジメントの徹底を図っております。また、当社代表取締役社長直属の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行の適正性確保を狙いとして、当社監査役及び会計監査人と連携して、グループを構成する全社を対象に業務監査を行っております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合の当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフ1名を兼任として配置しております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該監査役スタッフの任命、解任、人事異動等については常勤監査役の事前の同意を必要としております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制は以下の通りであります。

- ①監査役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、代表取締役及び業務執行取締役から業務執行に関する報告を受けております。
- ②常勤監査役は、原則として毎週開催される経営執行協議会に出席し、代表取締役、業務執行取締役及び使用人から業務報告を受けております。
- ③常勤監査役は、経営執行協議会において受けた業務執行の内容を監査役会においてその他の監査役に報告する体制をとっております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、上記のほか、業務執行の状況を把握するため、「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」などの重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっております。

また、監査役は必要に応じ、随時、取締役及び使用人に対し、業務執行に関する報告を求めることができます。

更に監査役は、当社グループの監査を適正に実施するために、会計監査人に対し、グループ各社の会計監査の内容について説明を求めることができると共に、会計監査人及び内部監査室と逐次、情報交換を行うなど緊密に連携する体制をとっております。

[反社会的勢力排除に向けた基本方針]

当社グループは「行動憲章」において「社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは一切かかわりを持たないものとする。」と定めております。また、社会の秩序や安全を脅かすような団体・個人がかかわりを持ちかけてきたり、金銭などの要求をしてきた場合には、会社として組織的な対応と外部の専門的機関との緊密な連携により、断固としてこれを排除します。

VII. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、同業種あるいは異業種他社との提携や企業買収が、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上の実現に向けた有力な手段の一つとなり得ると認識しておりますが、そのような他社との提携や企業買収は、当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められてこそ、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化の実現を図ることができるものであると考えております。また、大規模買付行為（下記3.（1）において定義されます。以下同じです。）を受け入れるかどうかは、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には株主の皆様のご判断によるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今、わが国においても敵対的な企業買収の動きが活発化してきております。当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させる買収提案が経営者の保身目的で妨げられてはならないことは当然のことであり、また、当社取締役会の同意を得ない買収提案が必ずしも当社の企業価値を損ない株主の皆様の共同の利益を害するものであるとは限らないものの、このような敵対的な企業買収の中には、株主の皆様に対して当該企業買収に関する十分な情報が提供されず株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該企業買収の条件・方法等について検討し、また当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう企業買収もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような企業買収に該当する行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記(1)の中期経営計画等による企業価値向上への取組み及び下記(2)のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。

(1) 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

① 当社の事業の概要

当社は、外航海運業、内航・近海海運業及び不動産業を事業の柱とし、「安全の確保が社業の基盤」を経営理念の最初に掲げ、永続的な成長を目指した経営を行っております。外航海運業及び内航・近海海運業においては、国際的な自由競争のもと、国内外の荷主との良好な関係を基礎とする中長期の契約関係に基づき、安定的な収益構造を築いております。また、不動産業においては、既存物件の収益性の向上及び有利物件の新規獲得による収益の拡大を目指しております。そして、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化に努めております。

そして、上記のとおり、当社が営む外航海運業、内航・近海海運業及び不動産業において、安全の確保は、事業の発展基盤であり、当社の企業価値の基礎であるとともに、国内外の地域社会を含む社会全体への貢献の基盤となっておりますが、これらの事業（3セグメント事業）において安全を確保するためには、中長期的な視点からの安定的な経営が不可欠です。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠であると考えております。

したがって、経営判断に当たっては、安全の確保・環境保護・法令遵守を判断の基盤におき、常に中長期的な業績の向上を目指しております。また、大きな収益は見込めないものの当社グループのブランドイメージの向上や社会全体に貢献する文化的事業については、最終的に当社の企業価値の向上に資するものであれば、今後も取り組んでまいります。下記②の中期経営計画もこれらの方針に基づいて策定されておりますが、その方針は、株主の皆様の共同の利益の最大化、安定配当体制の継続に資するものと考えております。

② 中期経営計画

当社グループは、平成23年4月14日に、従来の中期経営計画「ISG12」に代えて、新たに3カ年の新中期経営計画「IEG14 (Iino's Evolutionary Growth Plan to 2014)」(平成23年4月～平成26年3月)を策定いたしました。本計画においては、「成長と進化」をテーマとし、重点課題である3つの柱と基本的な取り組みである5つの土台の構築を掲げております。

当社グループは、本計画の遂行により、特に海運業のさらなる成長を目指した構造改革を行い、外航海運業と内航・近海海運業により構成される海運業と不動産業を両輪とした経営の一層の質的強化を図ります。

3つの柱

1. ケミカル船業の構造改革
2. 不動産業を含めた安定収益基盤の強化
3. 新興国需要を取り込んだ中小型船の事業展開

5つの土台

1. 市況変動に対する耐性強化
2. 財務基盤の強化
3. 質的転換
4. 安全の徹底
5. 環境負荷低減への取り組み

(2)コーポレート・ガバナンスの状況

ア. コーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する基本的な考え方

当社グループでは、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を「企業を構成する様々な主体（ステークホルダー）間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現する為の枠組み」と考えております。そのため、取締役会をはじめとする各経営組織における意思決定及び業務の執行については、法の定める趣旨に加えて、株主、従業員及びその他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ねております。

イ. コーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する施策の実施状況

<企業統治の体制>

(ア) 当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行うために原則として毎月1回定例取締役会を開催し、また常勤監査役と社外監査役である非常勤監査役で構成される定例監査役会を原則として毎月1回開催しますとともに、会計監査人、監査役、代表取締役社長直属の内部監査室が相互に連携する監査体制をとっております。

(イ) 業務執行に関しては、取締役及び常勤監査役により構成される経営執行協議会を毎週開催し、取締役会に付議又は報告される事項の審議、代表取締役や業務執行取締役の業務執行に関する重要事項の審議、経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。

<内部統制システムの整備の状況>

(ウ) 当社グループにおきましては業務の適正を図るべく次の通り内部統制システムを構築しております。

1) 取締役・使用人の職務の執行に係るコンプライアンスに関しましては「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」においてコンプライアンスに関する政策立案とその推進を図っております。チーフコンプライアンスオフィサーは内部監査室及び監査役と連携してコンプライアンスに関する業務を指揮し、役職員は法令違反等に関する報告義務及び内部警報連絡義務を負っております。

2) 当社グループの業務執行に関する船舶・建物における重大な事故・事件等によるリスクにつきましては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」において、当社グループの安全及び環境に関する政策立案並びにその推進を行うとともに、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

3) システム及び事務に関するリスクにつきましては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」において、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案並びにその推進を行うとともに、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

4) さらに、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・事件が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」及び「災害対策基本規程」に基づき代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、危機管理に当たります。

5) 取締役・使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。

6) 当社グループ全体のリスク管理体制につきましては、グループ各社社長も構成メンバーとする当社グループの横断的組織である「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスク管理の徹底を図っております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成22年4月30日開催の当社取締役会において、同年6月25日開催の当社第119期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、当社の株券等の大規模買付行為に関する概ね下記の内容の対応方針（以下「本方針」といいます。）を導入することを決定し、また、本方針の導入については上記定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。なお、本方針の有効期間は、平成25年に開催予定の当社第122期定時株主総会の終結時までです。本方針の内容の詳細については、当社ホームページ（<http://www.iino.co.jp/kaiun/docs/100430-5%20Baisyuuboue1.pdf>）をご参照下さい。

記

(1) 本方針の対象となる行為

本方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）を対象としております。

(2) 大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールは次のとおりです。

ア. 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、本方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出して頂きます。

イ. 大規模買付情報の提供

当社は、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から10営業日（初日不算入）以内に、大規模買付者に対して、提供して頂くべき情報を記載した提供情報リストを送付いたしますので、大規模買付者には、かかる提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。

上記の提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

ウ. 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間又は90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様に公表いたします。なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対して、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

(3)大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、社外監査役を含む当社監査役全員（但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。）の賛成を得た上で決議することといたします。なお、所定の場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができますものとします。株主意思確認総会を招集する場合には、当社取締役会は、特別委員会への諮問の手続を経ることなく、株主意思確認総会決議の内容に従って対抗措置の発動の決議をすることができます。本方針における対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。そして、本新株予約権については、当社の株券等の大量保有者等是非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めることを予定しております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めることを予定しております。

（4）本方針の廃止及び変更

本方針の有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本方針の廃止若しくは変更が決議された場合、又は②当社取締役会において本方針の廃止が決議された場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されます。また、③平成23年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続が決議されなかった場合には、本方針はその時点で廃止されます。

4. 上記2. の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を向上させるための取組みとして、上記2. の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1. の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記2. の取組みは上記1. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5. 上記3. の取組みについての当社取締役会の判断

上記3. の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記3. の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1. の基本方針に照らして不適

切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記3. の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記3. の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議による導入、株主意思確認総会の招集及びサンセット条項）、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3. の取組みの合理性・公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記3. の取組みは上記1. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。また、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,945	流動負債	32,798
現金及び預金	10,891	買掛金	5,528
受取手形及び売掛金	5,344	1年内償還予定の社債	300
棚卸資産	2,453	短期借入金	20,665
繰延及び前払費用	1,517	未払費用	273
繰延税金資産	88	未払法人税等	717
その他流動資産	4,654	前受金	1,612
貸倒引当金	△2	賞与引当金	260
		その他流動負債	3,443
固定資産	159,898	固定負債	99,173
有形固定資産	143,142	社債	500
船 舶	56,012	長期借入金	89,395
建物及び構築物	11,297	退職給付引当金	1,180
土地	40,019	役員退職慰労引当金	61
建設仮勘定	35,638	特別修繕引当金	540
その他有形固定資産	176	受入敷金保証金	2,996
無形固定資産	764	繰延税金負債	1,524
電話加入権	9	その他固定負債	2,977
その他無形固定資産	755	負債合計	131,971
投資その他の資産	15,991	(純資産の部)	
投資有価証券	14,407	株主資本	50,580
長期貸付金	148	資本金	13,092
繰延税金資産	253	資本剰余金	6,432
その他長期資産	1,184	利益剰余金	33,362
		自己株式	△2,305
		その他の包括利益累計額	1,685
		その他有価証券評価差額金	298
		繰延ヘッジ損益	1,502
		為替換算調整勘定	△116
		少数株主持分	606
		純資産合計	52,871
資産合計	184,842	負債・純資産合計	184,842

連結損益計算書

(自 平成22年4月1日)
(至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		74,472
売 上 原 価		65,830
売 上 総 利 益		8,643
販売費及び一般管理費		6,250
営 業 利 益		2,393
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	86	
受 取 配 当 金	804	
為 替 差 益	29	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	216	
そ の 他	214	1,349
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,657	
そ の 他	25	2,682
経 常 利 益		1,059
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,032	
備 船 解 約 金	211	
補 助 金 収 入	206	
特 別 修 繕 引 当 金 戻 入 益	118	1,566
特 別 損 失		
備 船 解 約 金	704	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	392	
デ リ バ テ ィ ブ 解 約 損	69	
固 定 資 産 売 却 損	43	
固 定 資 産 除 却 損	32	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	56	
そ の 他	78	1,373
税金等調整前当期純利益		1,253
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	779	
法 人 税 等 調 整 額	△185	594
少数株主損益調整前当期純利益		659
少 数 株 主 利 益		5
当 期 純 利 益		654

連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年 4月 1日)
(至 平成23年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年 3月 31日残高	13,092	6,432	33,775	△2,303	50,995
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,067		△1,067
当 期 純 利 益			654		654
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	△413	△2	△415
平成23年 3月 31日残高	13,092	6,432	33,362	△2,305	50,580

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成22年 3月 31日残高	477	816	△49	1,244	487	52,727
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,067
当 期 純 利 益						654
自 己 株 式 の 取 得						△2
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△179	687	△67	441	118	559
連結会計年度中の変動額合計	△179	687	△67	441	118	144
平成23年 3月 31日残高	298	1,502	△116	1,685	606	52,871

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	49社
主要な連結子会社の名称	イノガストラנסポート㈱、イノマリンサービス㈱ Chemroad Echo Navigation S.A.、New Star Island S.A.、Daimon Carriers S.A.、Lodestar Grace Navigation S.A.、Roseate Voyage S.A.、Pastoral Navigation S.A.、New World Shipping S.A.、LPG Sunshine Panama S.A.の8社については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、当連結会計年度から連結子会社を含めることとし、LPG Horizon Panama S.A.、Astro Sea Navigation S.A.、Moebius Shipping S.A.、Taranaki Shipping S.A.の4社については、会社を清算したことにより、連結子会社から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	Iino UK Ltd.
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数	4社
会社等の名称	Jipro Shipping S.A.、Tri-Tiger S.A.、Allied Chemical Carriers LLC、Takarabune Ship Management S.A.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称	Iino UK Ltd.
非連結子会社	Central Tanker S.A.
関連会社	
持分法を適用していない理由	持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社（Jipro Shipping S.A.、Allied Chemical Carriers LLC、Takarabune Ship Management S.A.）については、直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Serpent's Mouth Carriers S.A.他6社の決算日は12月31日であり、同日現在の決算計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券	市場価格のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
	市場価格のないもの	株式 移動平均法による原価法 債券 移動平均法による原価法または償却原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
その他	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

船舶については定額法（一部の船舶については定率法）を採用しております。
また、船舶以外の有形固定資産は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、平成20年3月31日以前に契約したリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 特別修繕引当金

船舶の定期検査工事の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、通貨スワップの振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 支払利息の会計処理

原則として発生時の費用としておりますが、長期かつ重要な事業用資産で一定の条件に該当するものに限って、建造期間中の支払利息を事業用資産の取得価額に算入しております。

5. 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ23百万円、税金等調整前当期純利益は79百万円減少しております。

また、当会計基準等の適用によりその他長期資産（差入敷金）より控除された金額は79百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船	舶	47,214百万円
建	物	5,392百万円
土	地	9,843百万円
投資有価証券		1,563百万円
計		<u>64,011百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	6,025百万円
長期借入金	50,721百万円
計	<u>56,746百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 67,134百万円

3. 保証債務

(1) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

Jipro Shipping S.A.	2,770百万円
LNG EBISU Shipping Corporation	2,326百万円
Tri-Tiger S.A.	1,919百万円
Central Tanker S.A.	1,687百万円
計	<u>8,703百万円</u>

(2) 連帯債務額のうち他の連帯債務者負担額

日本郵船(株)	2,439百万円
(株)商船三井	2,000百万円
川崎汽船(株)	822百万円
計	<u>5,261百万円</u>

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

111,075,980株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	640	6.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	427	4.0	平成22年9月30日	平成22年11月29日
計		1,067			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成23年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 213百万円
- ② 1株当たり配当額 2.0円
- ③ 基準日 平成23年3月31日
- ④ 効力発生日 平成23年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（短期及び長期）及び設備投資資金（長期）であり、大部分の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	10,891	10,891	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,344	5,344	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	6,910	6,910	—
(4) 支払手形及び買掛金	(5,528)	(5,528)	—
(5) 短期借入金	(7,545)	(7,545)	—
(6) 長期借入金	(102,515)	(105,589)	3,074
(7) デリバティブ取引	(170)	(170)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1） 現金及び預金、並びに（2） 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3） 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（4） 支払手形及び買掛金、並びに（5） 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6） 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額7,496百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。
2. 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
71,467	133,475

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	490円04銭
1株当たり当期純利益	6円13銭

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書並びに注記の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	27,221	流 動 負 債	27,422
現金及び預金	5,080	海運業未払金	3,908
海運業未収金	3,745	不動産業未払金	197
不動産業未収金	91	1年内償還予定の社債	300
短期貸付金	12,421	短期借入金	9,745
販売用不動産	282	1年内返済予定の長期借入金	9,228
貯蔵品	1,777	未払金	61
繰延及び前払費用	1,009	未払費用	189
代理店債権	1,018	前受金	1,499
リース債権	627	賞与引当金	169
その他流動資産	1,171	関係会社事業損失引当金	679
		その他流動負債	1,446
固 定 資 産	100,242	固 定 負 債	61,546
有形固定資産	73,906	社債	500
船	3,640	長期借入金	55,263
建物	10,910	退職給付引当金	601
土地	33,040	特別修繕引当金	123
建設仮勘定	26,004	受入敷金保証金	2,986
その他有形固定資産	312	その他固定負債	2,074
無形固定資産	424	負債合計	88,968
ソフトウェア	416	(純資産の部)	
その他無形固定資産	7	株 主 資 本	38,069
投資その他の資産	25,913	資本金	13,092
投資有価証券	11,734	資本剰余金	6,432
関係会社株式	3,689	資本準備金	6,233
出資金	934	その他資本剰余金	199
長期貸付金	4,666	自己株式処分差益	199
リース債権	4,164	利益剰余金	20,850
その他長期資産	726	利益準備金	1,125
		その他利益剰余金	19,725
		海外投資等損失準備金	0
		圧縮記帳積立金	579
		別途積立金	11,000
		繰越利益剰余金	8,146
		自己株式	△2,305
		評価・換算差額等	427
		その他有価証券評価差額金	390
		繰延ヘッジ損益	37
資産合計	127,464	純資産合計	38,496
		負債・純資産合計	127,464

損 益 計 算 書

(自 平成22年 4月 1日)
(至 平成23年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
海 運 業 収 益	55,983	
不 動 産 業 収 益	4,083	60,066
売 上 原 価		
海 運 業 費 用	54,727	
不 動 産 業 費 用	2,560	57,287
売 上 総 利 益		2,779
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,597
営 業 損 失		819
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	241	
受 取 配 当 金	1,435	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	172	
匿 名 組 合 投 資 利 益	126	
そ の 他	225	2,200
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,281	
社 債 利 息	12	
為 替 差 損	79	
そ の 他	26	1,398
経 常 損 失		17
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	171	
補 助 金 収 入	206	
備 船 解 約 金	211	
そ の 他	40	628
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	62	
固 定 資 産 除 却 損	32	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	380	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	38	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	679	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	56	
そ の 他	56	1,302
税 引 前 当 期 純 損 失		691
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7	
法 人 税 等 調 整 額	278	285
当 期 純 損 失		976

株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日)
(至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
平成22年3月31日残高	13,092	6,233	199	6,432	1,125
事業年度中の変動額					
海外投資等損失準備金の取崩					
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
剰余金の配当					
当期純損失					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△0	△0	
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	—
平成23年3月31日残高	13,092	6,233	199	6,432	1,125

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金合計
	海外投資等損失準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成22年3月31日残高	0	455	11,000	10,313	22,893
事業年度中の変動額					
海外投資等損失準備金の取崩	△0			0	—
固定資産圧縮積立金の積立		127		△127	—
固定資産圧縮積立金の取崩		△2		2	—
剰余金の配当				△1,067	△1,067
当期純損失				△976	△976
自己株式の取得					
自己株式の処分					
事業年度中の変動額合計	△0	124	—	△2,167	△2,043
平成23年3月31日残高	0	579	11,000	8,146	20,850

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成22年3月31日残高	△2,303	40,114	527	△6	522	40,636
事業年度中の変動額						
海外投資等損失準備金の取崩		—				—
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△1,067				△1,067
当期純損失		△976				△976
自己株式の取得	△2	△2				△2
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△138	43	△95	△95
事業年度中の変動額合計	△2	△2,045	△138	43	△95	△2,140
平成23年3月31日残高	△2,305	38,069	390	37	427	38,496

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券 市場性のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場性のないもの

株式 移動平均法による原価法

債券 移動平均法による原価法又は償却原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

船舶は定額法、船舶以外の有形固定資産は定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、平成20年3月31日以前に契約したリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 特別修繕引当金

船舶の定期検査工事の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。

4. 海運業収益及び海運業費用の計上基準

収益及び費用の計上基準は、航海の経過日数に基づいて収益及び費用を計上する航海日割基準を採用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 重要な会計方針の変更 資産除去債務に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ23百万円、税引前当期純利益は79百万円減少しております。

また、当会計基準等の適用によりその他長期資産（差入敷金）より控除された金額は79百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船	舶	2,617百万円
建	物	5,262百万円
土	地	1,935百万円
投資有価証券		1,563百万円
リース債権		4,791百万円
計		<u>16,167百万円</u>

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	2,302百万円
長期借入金	19,774百万円
計	<u>22,076百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 30,265百万円

3. 保証債務

(1) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

Methane Navigation S.A.	10,989百万円
Dragon's Mouth Carriers S.A.	4,361百万円
Cobalt Blue Shipping S.A.	4,334百万円
Red Sea Marine S.A.	3,988百万円
Green Island Sea Shipping S.A.	3,307百万円
Jipro Shipping S.A.	2,770百万円
Nestor Lines S.A.	2,633百万円
Roseate Voyage S.A.	2,454百万円
LNG EBISU Shipping Corporation	2,326百万円
Chemroad Wing Navigation S.A.	2,070百万円
Tri-Tiger S.A.	1,919百万円
Central Tanker S.A.	1,687百万円
Serpent's Mouth Carriers S.A.	1,025百万円
その他(5件)	2,075百万円
計	<u>45,940百万円</u>

(2) 連帯債務額のうち他の連帯債務者負担額

日本郵船(株)	2,439百万円
(株)商船三井	2,000百万円
川崎汽船(株)	822百万円
計	<u>5,261百万円</u>

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	11,565百万円
長期金銭債権	8,842百万円
短期金銭債務	3,578百万円
長期金銭債務	5百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 3,369百万円

営業費用 19,422百万円

営業取引以外の取引高 1,246百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,422,106株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金、その他有価証券評価差額等であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Methane Navigation S.A.	所有 直接82%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 10,989	—	—
子会社	Dragon's Mouth Carriers S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 4,361	—	—
子会社	Cobalt Blue Shipping S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 4,334	—	—
子会社	Red Sea Marine S.A.	所有 直接90%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 3,988	—	—
子会社	Green Island Sea Shipping S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 3,307	—	—
関連会社	Jipro Shipping S.A.	所有 直接50%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 2,770	—	—
子会社	Nestor Lines S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 2,633	—	—
子会社	Roseate Voyage S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 2,454	—	—
子会社	Chemroad Wing Navigation S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 2,070	—	—
関連会社	Tri-Tiger S.A.	所有 直接50%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 1,919	—	—
関連会社	Central Tanker S.A.	所有 直接40%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 1,687	—	—
子会社	Serpent's Mouth Carriers S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	保証 1,025	—	—
子会社	Venus Sea Navigation S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	船舶建造資金の 貸付	1,703	短期貸付金	2,193
子会社	LPG Sunshine Panama S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	船舶建造資金の 貸付	1,469	短期貸付金	1,469
子会社	New Star Island S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	船舶建造資金の 貸付	1,430	短期貸付金	1,430
子会社	イイノガストラ ンスポーツ株式 会社	所有 直接97.1% 間接2.9%	役員の兼任	運転資金の回収 及び設備資金の 貸付・回収	564	貸付金 (短期及び長期)	1,312
子会社	Kiki Shipping S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	船舶建造資金の 貸付	860	短期貸付金	1,265
子会社	Chemical Frontier S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	船舶購入資金の 回収	219	貸付金 (短期及び長期)	1,246
子会社	Pastoral Navigation S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	船舶建造資金の 貸付	1,102	短期貸付金	1,102
子会社	LPG Horizon Panama S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	船舶購入資金の 回収	1,650	短期貸付金	—
子会社	Serene Sea Navigation S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	船舶建造資金の 回収	1,358	短期貸付金	—
子会社	Pharaoh Navigation S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	船舶建造資金の 回収	1,234	短期貸付金	—

(注) 1. 関連当事者との関係には、建造中船舶に係る当社定期用船予定の取引を含みます。

2. 貸付及びその回収については純増減額で表示しております。

3. 設備資金に係る債務保証及び船舶建造資金の貸付に係る取引条件は、市場における一般の取引条件を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	360円94銭
1株当たり当期純損失	9円15銭

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに注記の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 塚 厚 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 瀬 洋 人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、飯野海運株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金塚厚樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川瀬洋人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、飯野海運株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (4) 財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (5) 事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (6) 子会社については、子会社の取締役及び使用人等との意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の報告を受け、また、必要に応じて往査いたしました。
- (7) 会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が機能しているかについては、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (8) 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。また、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び会計監査人から受けております。

- 四 事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月11日

飯野海運株式会社 監査役会

監査役(常勤)	岡田俊雄	㊟
監査役(常勤)	河原一夫	㊟
監査役	鈴木進一	㊟
監査役	石井信彦	㊟
監査役	廣岡三喜雄	㊟

(注) 監査役 鈴木進一、監査役 石井信彦及び監査役 廣岡三喜雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

<期末配当に関する事項>

当社は株主の皆様への適切な利益還元を重要政策と認識し、安定的な配当を継続できるよう財務体質の強化と必要な内部留保の充実および今後の経営環境の見通しに十分配慮して配当することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および厳しい経営環境などを総合的に勘案し、誠に遺憾ながら、次のとおり1株につき2円（前期比4円減配）といたしたいと存じます。なお、これにより中間配当金1株当たり4円を加えた当期の年間配当金は1株当たり6円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円 総額213,307,748円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 安齋容一郎、根本 滋、大橋恵明、三宅茂樹および當舍裕己の5名は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
①	あん ざい よういちろう 安 齋 容一郎 (昭和27年9月10日生)	昭和52年4月 当社入社 平成12年6月 当社ケミカルタンカーグループリーダー 16年6月 当社執行役員ドバイ事務所代表 20年6月 当社執行役員海運営業第1グループリーダー 21年6月 当社取締役執行役員 22年6月 当社取締役常務執行役員〔海運営業第1グループ担当、海運営業第5グループ担当および海外担当〕 (現在に至る)	17,200株
②	ね もと しげる 根 本 滋 (昭和24年9月28日生)	昭和49年3月 当社入社 平成13年10月 イイノマリンサービス(株)取締役 16年6月 同社常務取締役 18年6月 当社執行役員 20年6月 Fairfield Chemical Carriers Inc. 出向 21年6月 当社取締役執行役員 イイノマリンサービス(株)代表取締役社長 22年6月 当社取締役常務執行役員〔船員グループ担当〕 (現在に至る) <重要な兼職の状況> イイノマリンサービス(株)代表取締役社長	15,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
③	おお はし よし あき 大 橋 恵 明 (昭和29年3月26日生)	昭和52年4月 (株)日本興業銀行入行 平成14年4月 (株)みずほコーポレート銀行米州営業第三部長 17年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ執行役員広報部長 19年4月 みずほ証券(株)常務執行役員リスク管理・財務グループ長 21年5月 当社顧問 21年6月 当社取締役執行役員 22年6月 当社取締役常務執行役員〔経理グループ担当およびステークホルダーリレーションズマネジメント・調査グループ担当〕 (現在に至る)	13,200株
④	み やけ しげ き 三 宅 茂 樹 (昭和28年10月2日生)	昭和51年4月 当社入社 平成13年6月 当社ガスタンカー第2グループリーダー 17年6月 当社執行役員ガスタンカー第2グループリーダー 18年6月 当社執行役員海運営業第3グループリーダー 19年6月 イイノガストラנסポート(株)常務取締役 22年6月 同社代表取締役社長 当社取締役執行役員 (現在に至る) <重要な兼職の状況> イイノガストラנסポート(株)代表取締役社長	15,350株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
⑤	どう しゃ ひろ み 當 舎 裕 己 (昭和33年7月20日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年6月 当社ケミカルタンカーグ ループリーダー 18年6月 当社海運営業第1 グルー プリーダー 20年6月 当社企画グループリーダ ー 21年12月 当社総務企画グループリ ーダー 22年6月 当社取締役執行役員総務 企画グループリーダー 〔総務企画グループ担 当〕 (現在に至る)	13,200株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

- 会場 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝 14階天平の間
- 交通 JR、モノレール……………浜松町駅（北口）徒歩約7分
地下鉄（大江戸線・浅草線）…大門駅（B1出口）徒歩約8分
新交通ゆりかもめ……………竹芝駅 徒歩約1分

所在地案内図

